

京都市図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年5月23日

京都市長 門川大作

京都市規則第12号

京都市図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市図書館条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日京都市条例第61号）中別表第1の改正規定の施行期日は、平成20年6月30日とする。

（中央図書館右京中央図書館開設準備室）